

令和元年度第7回合志市教育委員会会議録（8月定例会）

- 1 会議期日 令和元年8月26日（月）
- 2 開議時刻 午後1時28分
- 3 会議場所 合志庁舎 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合  
委員 村上貴寛
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者  
教育長 中島栄治  
教育部長 鍬野文昭  
学校教育課 松岡隆恭教育審議員  
澤田みほ指導主事  
角田賢治指導主事  
右田純司課長  
上村祐一郎課長補佐  
吉岡敏夫主幹  
竹田直広総務施設班長  
齋藤正典総務施設班主幹  
生涯学習課 栗木清智課長  
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

ただいまより、令和元年度第7回教育委員会議8月定例会を始めたいと思います。  
では、会次にしたがって進めていきたいと思います。

最初に、会議録署名者の指名をしたいと思います。池頭委員、塚本委員、よろしい  
でしょうか。

では、お願いします。

続いて、前回会議録の承認ですが、訂正がありませんでしたので御承認いただけま  
すでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、続きまして、私の報告からさせていただきたいと思います。

動静報告です。順を追って御説明したいと思います。

7月27日 子ども会のスポーツ大会。人権教育研究大会。  
県中学校総合体育大会の剣道大会。

7月28日 消防団夏季訓練の玉落とし訓練。

7月29日 解放子ども会のキャンプ。

7月30日 童話発表会。

- 8月 1日と2日 九州地区市町村教育委員会総会並びに研修会。
- 8月 3日 再春荘医療センター南病棟サウスイェスタ。
- 8月 3日 東須屋、黒石団地、野々島の夏祭り。
- 8月 7日 地域学校協働運営委員会総会。恵楓園の夏祭り。
- 8月 8日 市の校長会。小中一貫教育推進会議。  
九州地区中学校総合体育大会のバレーボール大会。
- 8月 9日 市の初任者研修地域理解。
- 8月10日 若原区夏祭り。
- 8月11日 市の戦没者慰霊祭。
- 8月16日 庁議と政策推進本部会議。決算審査会の講評。
- 8月18日 3×3バスケットヴォルターズカップ。
- 8月21日 一般質問の打ち合わせ。
- 8月22日 郡市の童話発表大会。
- 8月23日 嘱託員会議。郡市の社会教育委員会の総会。
- 8月24日 地域の学習教室。アンビーの夏祭り。
- 8月26日 市議会本会議。

学校関係では、西合志南中学校の野球部のボールがフェンスを越えて地域の車のボンネットに当たってしまったということで、本市の損害賠償保険で対応するということがありましたので、その旨を報告したところです。ただそれ以降、学校の現場では、私も校長をしていた時に、少し進めていたのですが、各部ごとに活動やいろんなことがあった時に、全てが本市の損害賠償で賄えるかということ、今回賄ってもらったのですが、賄ってもらえないこともあるので、それぞれのところでもう1回入ってもらいたいというようなお話を校長会でも次回はちゃんとしときたいと思っていますところです。

以上が私からの報告になりますが、何か御質問はありませんか。

○池頭俊教育委員

行事に関わっていいですか。

○中島栄治教育長

はい。

○池頭俊教育委員

一つは、それぞれの各市町村が主催しているんでしょうけど、童話発表会については、合志市であった時の要綱と、郡市であった時の要綱が変わった理由は何ですか。

○山隈和徳生涯学習班長

郡市童話発表の要綱ですか。今回、郡市の童話発表会のための郡市の役員会は開催されていません。

○池頭俊教育委員

私が市の童話発表会の時に参加しましたが、その時に、要綱に何と書いてあったかというと、最優秀者を2名選ぶと書いてありました。その時に郡市の大会の要綱が出されていて、最優秀者（高学年1、低学年1）を書いてありました。それが最初に書いてあったんですよ。先ほど説明があった郡市の童話発表会の時にそれが消えているんです。でも、もともと令和元年度の形で、市の教育委員会が主催をする行事で、郡市はこうなりますよというのが示されていて、何で郡市の大会になったらその要綱の中の文言が消えたのかなということ、もともと何でそこに引っ掛かっていたのかということ、選ぶ時に代表は低学年1人、高学年1人とするなら、低学年を1人選ばなくてはいけないと思ったんです。ところが、あの時に選んだ最優秀3人は、全て高学年だったんです。ということは、あの中で低学年の子どもで頑張った子どももいると思います。あの子どもたちが、もしかすると郡の代表で嘉島であるような大会にも行けるはずだったのにも思ったんです。何で合志市がそういう選び方をしたのか。それで、郡市の童話発表会の要綱を見たらそこがないんです。最優秀者2名に変わった理由とは、でも要綱がもともと示されていて、そこで変わる理由は何なんだろうと思ったので、質問をさせてもらいました。特にどうのこうのではありませんけど、最初の要綱が前もって決めて、その要綱が出たならそれで押していただきたいと思います。

○山隈和徳生涯学習班長

確認します。

○中島栄治教育長

私も正直聞いて、ああしまったと思いました。私自身も郡市の要綱をしっかりと見てなかったと思いました。しっかりと見ていたならばということで言うと、本市でも3名選ぶけど、その内の1名は低学年から選んでおく必要があったと、本当にこれは反省です。ですから、次年度からにこれはぜひ生かして進めたいと思いますので、もう一つ終わったことは仕方ありませんけど、今後にはそれはこの委員会でも出たということだし、そのことで私自身もそう思っているということですので、担当にもぜひ説明をお願いしたいと思います。

○池頭俊教育委員

もう一ついいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

合志市の教育の大きな目玉の一つが小中一貫教育のことだと思います。前回、この一貫教育の会議に出て幾つかわからないことがあったのでここで質問していいですか。

○中島栄治教育長

はい、ここでお願いします。

○池頭俊教育委員

1番目に、今度新しく合志楓の森小学校・中学校ができますけど、ここにも書いてあるような異学年交流スペースというのを施設の中につくってあるのか、ないのかというのを一つ聞きたい。

2番目に、この6・3制を4・3・2制に分けると書いてありますが、もしかすると特別支援学級についての配慮がないのではないかと思いますけど、特別支援学級を4・3・2で分けるということが出来るのか。どちらかという、小学校、中学校という分け方でいかないと、そういう分け方ができるかなと思うんです。教育区分については、またいろいろこれから検討されるのだろうと思います。

3番目に、小中一貫教育の推進スケジュールというのが出されてますが、その中に、小中一貫校としての目標をつくるというのが平成30年度、令和元年度と書いてありますが、合志中学校校区の小中一貫校としての教育目標というのをあの段階では印刷がなされてなかったもので、どんな目標になっているのか。西合志中学校校区と西合志南中校区についてはありましたので、だからそれがどんな形になっているのかなということです。

それから、今後の年間スケジュールの中に出されたところに、2学期の12月に中学校の次年度の学校目標案の決定ということがうたっています。1月が小学校と書いてありますが、そうすると、校区の学校教育目標であったり、もっと言えば、合志市の学校教育目標は、このスケジュールでいくと11月までに決めないといけないけど、そういう動きになっているんでしょうか。

それから、これは教育長がずっと言われていることなんですが、学校運営協議会を中学校区でするということは来年度からきちんと認められるんでしょうか。

それともう一つ、細かいことで申し訳ないんですけど、西合志中学校の発表の中に、中一ギャップの解消等に成果が認められると書いてありました。もともと中一ギャップの解消を目指している部分の小中一貫教育があったと思うんです。これが認められたと書いてあるのは、具体的にどんなことなのかなと、ぜひ私、教育委員としても勉強して、こんないいところがあるんだということが言えるならいいなと思ったの

で、そんなところで小中一貫教育に参加させてもらいましたので、今日とは言いませんけど、わかったところで教えていただくとありがたいです。

○中島栄治教育長

すぐにお答えできるのと、できないのとあると思いますので、まず、施設面で共有スペースというのはどうですか。右田課長。

○右田純司学校教育課長

その4で、新設校の担当が来ますので、そちらが詳しいと思うんですけども、基本的に建物の手前が、普通教室の校舎があって、その奥が特別教室の校舎があって、その間をつないであります。その中に図書室や中間に広い部分がありますので、その辺りがそういった交流スペースになると思います。

○中島栄治教育長

だから、別にスペースというか、通路が広くなったような状態と、図書館等は共有スペースとして既に位置づけた設計になっているということです。

○右田純司学校教育課長

特別、そのような部屋があるとかではないです。

○中島栄治教育長

ないということですね。

○池頭俊教育委員

いや、ここに書いてあることが制度化に伴う主な支援策として小中一貫教育に必要な施設設備の支援をするんだと、その中に出ているのが、例えば、異学年交流スペースなどと書いてあるから、その目玉として小中一貫の併設型というか、そういうようなものができるならば、そこに何らかの施設が考えられたのかなと思っただけです。

○中島栄治教育長

それは設計のほうで入っていると思います。

続いて、特別支援学級の4・3・2制の部分ですけども、これは私からでいいですか。

○松岡隆恭教育審議員

私がお話してから補足していただければと思います。

○中島栄治教育長

はい。

○松岡隆恭教育審議員

6・3制を、その4・3・2制というのにつきましては、校長会等で何回かたたいていたところなんですけども、4・3・2制については、あくまで標準的な捉え方ということで、完全にそこで教育課程から何から変えていくというものではないということと理解をいただいているところです。

○中島栄治教育長

はい、補足として私から言いますと、合志市の言っているこの4・3・2制というのは、ある意味大きな枠としての認識で子どもたちを育てる時の段階として、最初の4を担当が中心となって学級集団であったり、子どもたちの成長というのを中心にする。次の3の時に、一部教科担任制というか、複数の先生が、何人かの先生が少し入った形で教育活動を計画から、実施からずっとしていく。最後の2というのは、更に多くの職員、はっきり言えばもう全職員というような形で、中学校ですから当然3の途中からは、一部じゃなくて、完全教科担任制に変わります。ですから、この4・3・2の3は、ちょうど移行です。それで、2になったら完全教科担任制にして、そして、当然、全ての先生方が子どもたちとの教育活動を計画、実行するというようなところでの意識をそんなふうにもってもらいたいし、子どもたちや保護者に対しても、最初の4年間は担任の先生としっかり連携をして、次の3年間の間は、何人かの先生に相談もできたり、話したりもできると、最後の2年間になったら、逆にそれぞれ専門の先生もいます。生徒指導、進路とか、そういった専門の先生、特に教科の先生も全くどの先生に対しても同じように対応できるようにということで、子どもたちも学習を受ける時に、1人が2人になり、3人になり、さらには、教科制になったりしていくようなところでの枠組みとしての4・3・2制を合志市としては提唱していきたい。以前、義務教育学校あたりを、提唱している時代の4・3・2制ということもありましたが、これはあくまでもそれとは全く違うものだと、合志市としては、それを目標としているものではないと考えています。

おっしゃるとおり、特別支援学級の授業に関しては、中学校でも、教科書は小学校の教科書をその子に応じて使ってもいいということもありますから、小中ぐらいの区別が適切であろうというのは僕も思いますし、それとは別に、今言いましたとおり、一人一人の子どもに対して、対応を変えていかなければいけないというのが特別支援ですから、この4・3・2制というのは、通常学級においてはという意識があったほうがいいかもしれません。ここはやはりそれをその中に入れてしまうと、そもそもの特別支援教育の視点から外れてしまいますので、限定した形での4・3・2制の提案にはしたいと思います。

○池頭俊教育委員

だから、この下のほうに列記してほしいです。

○中島栄治教育長

それをですね。

○池頭俊教育委員

そうすると、教育委員会としては全ての子どもたちに対してそう見てる、普通学級の子どもたちはこういうふうな一つの形があるから、そこら辺をとってほしい。支援学級の子どもは、こんな分け方ではなくて基本的に小学校、中学校ぐらいの6・3制ぐらいで分けて、こんな形でやりますよとしていると、そこまで配慮してつくられた表なのかなと思うんですね。

だから、見た時どうなのかなと思ったので言いました。

○中島栄治教育長

ぜひそれは、取り入れていきたいと思います。

それから、推進のスケジュール、それから校区目標等については、合志中と相談をしてから話をして御回答したいと思います。

○松岡隆恭教育審議員

ちょっとよろしいでしょうか。

○中島栄治教育長

はい。

○松岡隆恭教育審議員

学校目標の件でお話がありましたけども、前回の会議を受けて、そのグランドデザインとして一括して見えるような形を西合志南中学校区が示しておりましたけれども、そういうものを他の2つの中学校区も、あそこで初めて共有をした場面でもありますので、参考にしながら、今後、元々あったものを整理していくというところで、今進めているところですので、また別の機会に、それもお示しはできるのではないかなと思っております。

それと、中学校の目標が12月で小学校が1月というのは、一緒のことですか。

○池頭俊教育委員

いや、ここに年間予定計画が出されてて、これが通っていつているわけだから、そうすると、11月に市の目標がきちんと決まってないといけない。あわせて、校区の目標が決まってないといけない。だから11月に市の目標を出すとなると、ここか

ら先のスケジュールはとても忙しくなって、どのように評価をしていったかも含めて、教育委員会の取り組みの評価をどうしたかというものが全部出てきて、それを受けて来年度こんな目標でいきますよという形になるはずですから、というところを見られての12月の次年度の学年目標案の決定になっているんですよというのを確認しただけです。

○中島栄治教育長

当然、教育委員会としては、今度の10月の教育委員会議で、合志市の教育目標ということでは、もう一回改めて来年度のということで提案できるように準備したいと思います。

次が中学校区ごとの運営協議会の状況については、これは確認をしましてから、次回お知らせしたいと思いますし、それから、西中のほうには確認をしまして、効果があったという根拠となるようなデータを、これあたりもぜひ集めておきまして御説明したいと思います。

それでは、その他ありませんでしょうか。

じゃあ、村上委員、何かありませんか。

○村上貴寛教育委員

特にないです。

○中島栄治教育長

いいですか。

じゃあ、塚本委員のほうはよろしいでしょうか。

○塚本小百合教育委員

はい、大丈夫です。

○中島栄治教育長

それでは、今日の議題に移っていきたいと思います。

第1号議案の合志市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてお願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の教育委員会議でもあげておりましたけれども、御指摘がございまして、再度確認した分をあげております。2ページが、改正内容です。3、4ページが改正後、改正前を表にしたものです。5ページから8ページが改正後の規則の全文を載せております。説明は3ページ、4ページです。改正前、改正後の

表で説明したいと思います。

まず、学期で、第3条、学年を分けて次の3学期とするということで、改正後が、1学期が4月1日から夏季休業日最終日までと書いております。2学期が夏季休業日最終日の翌日から12月31日までと改正をするところです。

第4条、休業日ですけれども、(4)の夏季休業日、7月25日から8月27日までと改正をするところです。

22条、生徒指導主事等、下線の部分になりますけれども、ただしのあとから、生徒指導主事の担当する公務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事業のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する公務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。こちらが学校教育施行法の70条と71条の第2項にあわせております。

23条が主任等の命免。23条、下線部分が改正のところですか。当該学校の指導教諭又は、に変更です。と、その下の行の最後のほうです。指導教諭、教諭又は、に改正をするところです。こちらは学校教育法施行規則の第45条の2項にあわせております。

次のページ、4、主任事務職員及び事務職員は、校長の監督を受け、事務をつかさどるということになっております。これが平成29年3月にありました学校教育法の一部改正にあわせております。

その下の別表は、前回でも説明しましたとおり、新設校が、学校名が決まりましたので、新設校のほうを載せております。ただし、こちらは令和3年4月からの開校としておりますので、こちらにつきましては令和3年4月1日から施行するというふうになっております。

改正箇所は以上です。

#### ○中島栄治教育長

では、以上の提案についてよろしいでしょうか。

前は池頭委員、ご指摘いただきありがとうございます。

では続きまして、報告事項等に移りたいと思います。

最初に、合志市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示についてお願いします。

#### ○右田純司学校教育課長

はい、資料は9ページからとなります。先ほどの議題と同じで、9ページ目が改正する箇所になります。10ページがその改正前、改正後の表です。その後の11ページが改正後の支給要綱を掲載しております。先ほどと同じように、10ページの表で説明いたします。

こちらにつきましては、予算執行につきましては、市長に権限があります。あと地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第1項第6号で、長の職務権限にも

記載されております。それにあわせまして、今までが、教育長となっておりましたけれども、今回、市長に改めるような内容としております。

説明は以上です。

○中島栄治教育長

では、この点についてよろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

単純な質問ですけど、まだ改正されてないところもいっぱいありますよね。というのは、今から全部こういう形の首長さんのほうに持っていくというのが正式な形だということですね。

○右田純司学校教育課長

事務委任をしてあればこのままでもいいです。

○池頭俊教育委員

はい、わかりました。

○中島栄治教育長

はい、では、次の報告事項等の2に移ります。

(仮称)合志市立小中学校新設校開校準備委員会要綱の一部を改正する訓令についてお願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは、12ページからになります。こちらも、資料のつくり方としましては、今までの2件と同じです。説明はですね、13ページの改正前、改正後の表で説明いたします。

現在、新設校の開校準備委員会を組織しまして、昨年度から会議を行っております。今回の改正の目的としましては、御存知のとおり、新設校の学校名が決まりましたので、今までの(仮称)合志市立小中学校新設校から学校名を合志楓の森小中学校に変更するところです。

以上です。

○池頭俊教育委員

細かいことでいいですか。

○中島栄治教育長

はい。

○池頭俊教育委員

有効期限のところの合志楓の森小・中学校が開校する前日限りその効力を失うというのは、その間に何とかでとか何とかいう言葉は入らないんでしょうか。こういうのが法的にはいいんでしょうか。

○右田純司学校教育課長

前回もこのようになってまして、作る前に他所のものも参考にしてつくっております。

○池頭俊教育委員

何か日本語的には通じないなど、僕は思ってたんですが。

もう一つ、要綱の中なのですが、委員会というのがあるじゃないですか。第3条、この委員さんの任期は新設校開校までですか。

○右田純司学校教育課長

新設校の開校までですね。

ここと、先ほどのことと、あわなくなるということですか。

○池頭俊教育委員

まあこの要綱自体が前日で効力を失うからまででいいのか。でも基本的に、開校されたら委員さん自体は前日で終わるのではないかなと思うんですけど。

○右田純司学校教育課長

ありがとうございました。確認します。

○中島栄治教育長

それがはっきりわかるような表現にしましょう。

○右田純司学校教育課長

はい。

○池頭俊教育委員

いや、だから、前の日にこの要綱自体がなくなるからよかでしょうと課長さんが言われたら、そうですねと引っ込みます。

○中島栄治教育長

はい、そういうことです。

では、続きまして、9月の行事予定についてお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

失礼いたします。16ページを御覧ください。

9月の行事予定の主なものについて御説明を申し上げます。

一番左の合志市の行事関係になります。

- 9月 3日 第2回教育支援委員会。
- 6日 菊池郡市中体連総合体育大会の陸上競技大会。
- 9日 市の校長会議、市の教務主任会議。
- 10日 合志中学校総合訪問。
- 15日 ことば教育の日、ノーメディアデー。
- 19日 西合志第一小学校総合訪問。
- 20日 市議会定例会本会議が閉会。
- 25日 教育委員会議。
- 30日 第6回小中一貫教育の推進日。

県関係です。

- 14日と15日 県民体育祭の宇城地域大会。
- 21日 県中学校陸上競技大会。

次の教育事務所関係です。

- 2日 行事調整委員会。
- 3日 管内の教育長会議。
- 5日 管内の校長会議。
- 24日 人権教育フォーラム in 菊池。

関係団体のところでは、

- 3日と4日 共通テスト。
- 18日 中体連駅伝競走大会。
- 27日 教育委員会とPTAとの懇談会及び懇親会。

一番右側の学校行事です。

8日から10日 西合志南中学校が集団宿泊教室。  
それから、授業参観等は複数ありますので紹介いたしません。

- 24日と25日 西合志東小学校の集団宿泊教室。
- 25日から27日 西合志中学校の職場体験学習。

9月の行事主なものについては、以上のようになっております。

○中島栄治教育長

それでは、何か日程関係のことで御質問等ないでしょうか。

皆さんに来ていただかなければいけないのは、10日の合志中の総合訪問と、19日の第一小の総合訪問にはご参加のほうをお願いしたいとお思います。

それ以外は、青少年特別講演会は生涯学習課から依頼を出していたかと思います。  
はい、それでは、教育委員会議の次回の日程の確認をしたいと思いますけど、25日は、塚本委員、村上委員は、都合が合わないなら予定を変えようか。

○中島栄治教育長

27日の1時半ということでしょうか。

はい。じゃあ27日ということで、会場はまたお知らせします。

では、その他のほうに移ります。

まず、生徒指導についてお願いします。

○澤田みほ指導主事

はい、失礼します。

資料の17ページに不登校の児童生徒数を載せております。今回載せておりますのは、7月報告です。8月が28日から2学期が始まりまして、28日、29日、30日と3日間の登校日がありますので、それを受けて次回に8月の報告をさせていただきます。

7月の長期欠席が72名、その内、不登校児童生徒が43名という結果でした。内訳はその表の中にあるとおりです。不登校の児童生徒数がこのようにグラフでもおわかりと思いますけれども、増えておりますので、それぞれの学校の非常に困難さであったり、大変さというのが想像できるところです。各学校のほうではですね、学校の担任をはじめ、学年部、それから管理職も含めたところで対応をしているところなんですが、学校関係者以外でもSSWやSC、それから学校支援アドバイザー、児童相談所、医療関係のところ等に、たくさん相談をしながら取り組んでいただいているところです。特に多いのは、SSWやSCに相談をしているところではあるんですけども、なかなかこうすぐには解決というのが難しい、だからこそ、早い段階での対応というのが必要なんだろうとは思いますが、現状としては、みんなで取り組みながら進めているというところになっています。

また、学校においては、不登校対策委員会、学校の職員のための会もあったり、専門機関を交えての会議等も進めているところで、いろんな対応を学校としてはいただいているところです。

不登校関係の数の報告をみますと、昼夜逆転、それから、ゲームやスマホへの依存というのが毎月人数が増えているような状況がありまして、昼夜逆転とゲーム・スマホ、両方ある生徒もいれば、片方のみという生徒もおりますけれども、7月の報告では両方あわせて35人がゲーム・スマホ依存であったり、それに関連して、その結果かわかりませんが、昼夜逆転の子どもがいるというのが報告にあがってきているところです。

それから、長期不登校ではないけれども、病気等を含めた長期の欠席者を見ても、学校から女性・子ども支援課であったり、SSWやSC、それから医療関係には45

名がかかっているということですので、やっぱりそのいろんな病気を抱えている子どもも実際にいるというような報告があがっておりました。

それから、10日以上30日未満の欠席者数は86名でした。

一番最後の下のいじめの認知は6月にトータルで3件になっておりますが、申し訳ありません、数字の訂正をお願いします。6月は3（1）と書いておりますけれども、3（2）の間違いです。新規に2件上がりましたので、トータルでいきますと3件ということになっております。

以上です。

○中島栄治教育長

はい、そのいじめの内容でお話しておいたほうが良いようなことはないですか。

○澤田みほ指導主事

やっぱり内容は、いじめというか、からかいです。悪ふざけやからかいからという内容がメインです。学校としては、対応していただいておりますが、そのお互いに顔を合わせて謝罪の場を持ってということで対応したというふうに、大人の解釈で終わりにすることがないようにということで、学校には引き続きの見守りをお願いしているところです。

○中島栄治教育長

対策推進法では、その後の状況を3カ月間は経過措置として見て、解消になるのは謝ったから解消ということにはなりません。

○池頭俊教育委員

いいですか。前回の教育委員会会議では、いじめのところが6月は2（1）だったんです。これが3（2）というふうにデータが出てくるというのは、学校からの報告が遅かったということなんですか。

○澤田みほ指導主事

それは、7月のところが入ってないですね。すみません、これは私の打ち間違いです。

○池頭俊教育委員

6月は、前回の委員会会議の報告は2（1）です。今回、ここが3（1）というふうに出て、今3（2）とおっしゃったので、何でそこが変わったのか、7月が何で出てないのかなと思った部分です。

○澤田みほ指導主事

7月入力のところを打ち換えたのが6月のところに上書きをしてしまったという私の初歩的なミスです。6月は2（1）で、7月が3（2）となります。申し訳ありません。

○池頭俊教育委員

2番目に、不登校の全欠者の中学校3年生はなくなったのですか。前は6人ぐらいいたのに、ここ書いてないということは、消えたんですか。それとも、この印刷上は入ってないんですか。

○澤田みほ指導主事

すみません、入ってます。枠の下に書いてあって、それが印刷をしてパソコンの画面上では見えてたんですけども、これが見えてない形になってしまいました。中3はおります。

○池頭俊教育委員

前回こは、6人と書いてあったのですが。

○澤田みほ指導主事

すみません、データを持ってきてないですけども、6人から増えてはいないと思うんですけども、申し訳ありません。

○中島栄治教育長

じゃあこれは後で報告をしてください。

○澤田みほ指導主事

はい。

○池頭俊教育委員

もう一つ、教育の総合会議等が出されて、その前から市の総合計画が出されていると思うのですが、その中に不登校の出現率の目標値が出ているとおもいますが、これによると、市としては0.9%ぐらいを出してたと思うのですが、今の段階で0.6%ぐらいの割合になってて、このままいけば目標というところにはとてもいかないなと思っているのですが、市教育委員会として、必ず学校にやってほしいと指導されていることと、学校がどんな独自の取り組みをしているのかということをお教えいただきたいということと、もう一つ、委員会からすると要求ばかりではないので、どんな形のものをするかということにおいては、その総合計画の中に適応指導教員とか、臨床心理士とか、SSWの活用を充実させることによって不登校の数を減らすと出して

おるけど、じゃあ実際、どんな活用を充実させると委員会としてはやってきたのかなというのは知らなくてはならないと思うので、教えていただくとありがたいです。

#### ○澤田みほ指導主事

今、お尋ねが3点あったかと思えます。

まず、学校にやってほしいこと、不登校の改善に向けて出現をさせないために学校にやってほしいことと言いますのは、これは県から出されているものを参考にしております。それは何かと言いますと、自分の心の居場所づくり、生徒同士の絆づくり等です。学校の中で子どもが安心していられる場所をつくること。それから、教師と生徒間の信頼関係を築いていくこと。それから、欠席が増えた場合は、愛の1・2・3＋1運動というのがありますので、そこについては、それぞれ小学校であれ、中学校であれ、徹底して行っていくこと、ということが学校にお願いをして、やってほしいということです。

それから、どんな取り組みをしているかという点につきましては、例えば、そのまま学校が取り組みをしている前に、教育委員会としましては、いろんな事情の不登校がおりますけれども、女性・子ども支援課と連携をしまして、各学校、小中学校における気になる生徒、それが気になるというのが欠席日数であったり、家庭環境であったり、あるいは児童虐待の疑いのある子どもであったりしますけれども、そういう子どもを早期に発見をして対応をしていく、その対応が学校、教育委員会、SSWなどの専門機関、それから、女性・子ども支援課ということで、一人でも多くの子どもを救っていく、家庭を助けていくということで、毎月小中学校で連絡会を行っています。その報告の中から気になる家庭や子どもに対しては、対応策を検討して、議会に報告をしながら様子を見ているところであり、それは、各家庭に小学校、中学校の子どもさんもおりますので、小中の連携という意味では、学校間での連携、情報共有もしているところです。

それぞれの学校がどんな取り組みをしているのかと言いますと、先ほども少しお話しましたけれども、不登校対策委員会をし、それから、個人個人の場合に対するケース会議を開いていただいています。ケース会議には、専門機関も入りますが、こちらの学校教育課からも参加をさせていただいて、個別の対応策を学校と一緒にやっています。これはもう学校が主催の場合もあり、女性・子ども支援課の主催の場合もありますけれども、そういう取り組みをしていただいているところです。

また、学校に来なくなった理由が人間関係もありますけれども、授業がわからないとか、そういう理由での学校への足が向かなくなったという理由も、原因もありますので、授業の中身、授業の進め方、それから、学級経営等にも学校としては校内研修の中でも、学年会の中でもそういう視点を持って取り組んでいただいているところです。

それから、専門機関、SSW等への利用につきましては、合志市のSSWが2名おります。それから事務所、それから県のSSW、SCも配置をいただいておりますの

で、そちらの活用をということでは各学校には常々お願いをしているところです。ただ、その時間数の、活動できる時間数の枠というのがありますので、早め早めで学校は相談をあげていただいておりますけれども、年度末に向けてがどうなのかというのは、時間を見ながらという現状があります。ですけれども、各学校からはどんどん依頼をあげていただいているところです。ただ、課題として感じていますのは、SSW、SCが介入をしていただいた後、その次回につなげるまでに学校としてどのような取り組みをやっていった方がいいのだろうかという、SSWの見立てを学校と共有をして、学校の先生方がそれをヒントにして取り組んでいくということがスムーズにいつているかどうかというのはSSWのお話を聞いたところでは、もう少しスムーズにいければなお話をお話聞いたこともありますので、そこにつきましては、学校教育課でも中に入って、あるいは、学校に対してアドバイスをしながら進めていく必要があるのではないかと感じているところです。

先ほどもお話をしましたが、市のSSW、それから事務所のSSW等を利用しているのが不登校関係の子どもで57名、それから病気関係の子どもで22名ですので、延べ数ではありますけれども99名の児童生徒に対して支援をいただいているところではあります。以上です。

#### ○中島栄治教育長

これは内容的には多分ケースバイケースで、御説明していたら時間がいくらあっても足りなくなるとは思います。

#### ○池頭俊教育委員

わかりました。ありがとうございました。もう一つ、その市の総合計画の中に、目標を立てるということは、当然それに対して達成するための努力をするということでしょうから、いわゆる標準学力テスト、そのNRT何かの目標値が今年、53.2ぐらいに設定されてたと思いますが、それは達成されたのでしょうか。

#### ○澤田みほ指導主事

すみません、結果は出ておりますけれども、達成したかどうかをこちらで確認ができておりません。

#### ○中島栄治教育長

それはまた次回までにそれは準備してください。

もう一つ、全学調の結果も次回はお知らせしたいと思います。

#### ○池頭俊教育委員

いろんなものが、例えば、生涯学習課もいろんなものが目標として学校に関わって出している部分がありますよね。学校教育課も出している部分があるし、その目標と

いうのをちゃんと出している以上は、それに対してどうだったのかというのを検証しないと、来年度の目標、いわゆる学校教育目標、市が決める学校の教育目標につながっていかないとと思うので、そういう意味において、まとめもそろそろしていかないと次のスケジュールに間に合わないのではないかなと思って幾つか質問した部分がありました。

以上です。

#### ○中島栄治教育長

それでは、その他のほうで開校準備委員会の報告をしたいと思います。

#### ○上村祐一郎課長補佐

はい、よろしいでしょうか。現在の新設校についての、進捗状況について御報告をさせていただきたいと思います。

A4版で1枚用意しております。前回もお話していますのに続いてでございますので、よろしく願いいたします。

建設工事につきましてですけども、ここにありますように、まず本年度入ってからすぐの解体撤去工事につきましては7月31日をもって竣工しております。前を通られた方もいらっしゃると思いますけども、更地になっております。

その後、7月1日です。6月27日の起工式の後から、7月1日から実際工事に入っております。現在、校舎等の杭工事をしております。今後、これ9月中旬までかかると聞いております。9月中旬からは校舎等の基礎工事に入り、順次建設、建物の柱あたりですね、建て込みのほうに入っていくということで、今聞いております。

スケジュールにつきましては順調ということで、一切遅れ等はございませんので、その辺も報告をさせていただきます。

次はソフト面です。開校準備委員会、今やっておりますけども、直近でいきますと8月20日に開校準備委員会の第5回会議をやっております。中でも今検討事項といたしまして、下のほうからですけども、学校支援部会ということにつきましては、現在、通学経路について検討をしております。通学経路につきましては、6月9日付けに熊本北合志警察署長宛てに安全装置、信号機とか横断歩道の設置要望書を提出しております。これがまだ要望についての返答がまだ返ってきておりませんので、返り次第また続きの検討を進めていきたいと思っております。

次が見守りについてということで、PTA組織・見守り体制の構築というところで今進めておりますけれども、こちらのほうにつきましては、まだ各学校のほうで検討いただいているところですので、まだ具体的に進んでいるというところではございません。

前後しまして上になります。上のほうで学校部会というところでアイウエオと書いておりますけども、御存じのとおり、アについて、学校の名前のほうが今年の6月に議会で決まりましたので、合志楓の森というところで決まっております。

そのまま服装についてですけれども、6月に新設校の対象世帯向けの意識調査というのを行っております。中でもですね、小学校の服装についてのアンケートにつきましては、パーセンテージを表しますと標準服がいいという世帯が72%、自由服がいいという世帯が24%ということで結果が出ております。同じく、中学生につきましては、現在と同じ、詰襟・セーラーというのがいいというのが41%、ブレザーがいいというのが47%というところで結果が出ております。

校章についてです。校章については、先ほど言いました、8月20日の開校準備委員会のほうで決定しておりますけれども、デザインについては公募をするということでやっております。募集期間については9月2日から約1カ月間、募集対象としては小学校の校章と中学校の校章、それぞれ一つずつ募集をするということです。応募資格については制限を設けておりません。どなたでも結構ですということで募集を行います。賞金としまして、1デザインにつき3万円、小学校に1校3万円、中学校に1校3万円、両方選ばれた方であったらその方に6万円ということで、今なっております。

続いて、校歌についてです。校歌については、今議論を進めているところでございます。一応、作成の時期、開校の前につくる必要があるのか、後からでもいいのかというところから今やっております。また、作成方法について、校名や校章のように公募方式をとるのか、それともどなたかに委託というような形でやっていくのかというところを今検討している段階でございます。

前回もお話をさせていただきました、学校給食の運営についてということで、次回のですね、学校部会、9月3日に行いますけれども、9月3日の学校部会のほうから検討を開始していく予定でございます。またこの中身につきましては、担当の吉岡のほうから少し説明をさせていただきます。

#### ○吉岡敏夫主幹

改めまして、こんにちは。座らせて説明させていただきます。

先ほど申しましたとおり、今日お配りしている資料が、右上のほうに8月26日の日付がついております5枚もののA4ですね。新設校学校給食運営の概要についてという資料を説明させていただきたいと思っております。

この資料が、まず、前回、第2回の勉強会のときにワードでつくった13ページ、結構文量があったと思うんですけども、その資料をもとに整理して、要点を抽出した資料として、今回改めて5枚ものの資料としてつくらせていただいております。この資料を、先ほど上村のほうからも言いましたが、9月3日に行われます開校準備委員会の中でも下部組織にあたる学校部会のほうで、この資料を使って新設校の学校給食の運営の体制についてということで、事務局としてある程度説明をさせていただきます、御意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

前回の資料との数字的などころの違いがありましたので、今回の資料である部分を補足説明させていただきますと、1枚目の資料のスライド1が上部にあると思っております

が、面積の部分ですね、延べ床面積で前回の資料は面積の拾い方が間違っておりましたので、今回お示ししている492平米というのが正しい表示になりますので、訂正させていただきます。それと、最大食数ということで1,300食ということで今回の資料表示させていただいております。前回の資料では、開校時を想定した食数で表示しておりましたので、1,100食で書いてあるかと思えます。能力としては1,300食を想定したところで箱物としては整備していきますので、今回の説明で訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど申したとおり、13ページにわたる7月26日お配りした資料をもとに作っておりますので、ある程度論点というか、強調したい部分は抽出した形で論拠としては展開している状況です。合併して13年経って、人口増がずっと続いている状況がありまして、合志市全体の給食調理員の状況をその後に展開しておりまして、直近、令和元年度の5月1日の合志市全体の人員配置の現状をお知らせしているというのがページ数で言うと2ページ目、3ページ目にあたります。

#### ○中島栄治教育長

その下のスライドナンバーを言いながら説明して。

#### ○吉岡敏夫主幹

すみません。スライドナンバーが右下のほうにあります。4ページのスライド7です。自校方式の3校について、人員が不足していたところがありましたので、今年緊急措置として米飯購入を行っているところも今対応しているところがございます。

同じく、4ページのスライド8のほうに、根本的な部分の大前提ですけれども、いかに安心・安全な給食をですね、安定的に届けていくかというのを一番重視すべきだろうというところを書いております。

ページ数5、6です。これが人員確保をどういう観点で考えられるかということです。片仮名のアからエのですね、4つの視点で説明しているところがページ数での5ページ、6ページ、7ページです。スライドで言うと9から13までになっております。

次がページ数8のスライドで言うと15、16が先ほど申しました、アイウエのうち、どういう部分の違いがあるかということで、エのほう着色しておりますが、一部民間への業務委託をした場合は着色をしている部分をお願いする部分になると、この方法をとる場合はという整理をしております。

最後の9のほうで、その先ほど申しました片仮名のアからエのそれぞれのランニングコスト、主に人件費がかかってくる部分ですけれども、それを今回の新設校のみの部分ですけれども、その条件というのが最後の9ページのスライドで言うと17スライドというところになります。

以上の資料をですね、まずもって9月3日の学校部会のほうに説明していきまし

て、どういうふうに考えていくべきかということで御意見を聴取して進めていきたいと思っております。

教育委員の皆様におかれましては、前回、1カ月前にお配りした13ページの資料があったかと思しますので、基本的にはその内容をまとめて今回整理したところがございますので、前回お渡して約1カ月経ちましたので、何か気になる点だとか、疑問点とかあれば伺って、よりよいもので説明資料としてつくっていききたいなと思っております。

説明としては以上です。

○中島栄治教育長

少し補足しますと、準備委員会のほうに、きちんとした説明をして、その後を練っていただいて、その準備委員会で学校給食運営の今後のありようということで、こちらのほうに諮問していただく形で委員会のほうとしては検討していききたいと、先に委員会のほうからこれでいきますというような形での御提案の仕方はやめようということで、今進めてもらっています。

○池頭俊教育委員

いいですか。4ページの8、いかに安心・安全な給食を安定的にとというのが食育ですか。

○吉岡敏夫主幹

ではないです。すみません。

○池頭俊教育委員

これは食育というプラスαとここに書いていいんでしょうか。だから、もし食育基本法を見られてこれを食育と見られたのかなと思います。

○吉岡敏夫主幹

資料の表現の仕方が伝わってなくてすみません。2016年の法改正で、学校給食の現場でも食育という視点で、進めていきたいと思いますという話だったと思うので、その価値観も付加した状態で学校給食としては届けていきたいなという思いを書いたつもりだったんですけども。

○中島栄治教育長

これは、だからプラスα食育という視点ということなんですよ。安定的に、括弧してできたらプラスαとして食育という視点を入れたいということだったですね。

○吉岡敏夫主幹

はい、そうです。ちょっと変えます。すみません、ありがとうございます。

○池頭俊教育委員

もう一つ、初歩的な質問で申し訳ないんですけど、業務委託と指定管理があるとおもいますが、図書館がどうして指定管理で、給食は業務委託なのか。小泉改革のときに、できるだけ民間に任せるものは任せたほうが、いわゆる効率的であったり、しかも迅速に動くからできるだけ指定管理にきなさいという流れがあったと思うんですね。で、図書館も業務委託でずっと流れて、いや、最後は、それはだめですよ、非常にグレーだから指定管理にきなさいという形で生涯学習課は出されたと思うんですね。じゃあここで言う、このことのずっと流れの部分からは本当にきれいに出版されているからそうだなと思うんですが、じゃあなぜこれは指定管理でなくて業務委託なのかなというの、僕の頭の中にすくと落ちないんです。だから皆さんわかっておられるかもしれんので、こっそりでいいから教えていただきたい。

○中島栄治教育長

はい、じゃあこのことについては、この場ではなくてお話をしっかり進めたいと思います。

○上村祐一郎課長補佐

私たちのほうからは以上です。

○中島栄治教育長

はい、何かほかに、この件について質問はよろしいでしょうか。

それでは、以上、全部の日程が終了しましたので、ここで閉会をしたいと思います。

起立をお願いします。

以上をもちまして、令和元年度第7回教育委員会議8月定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時02分 閉会